

農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務の公募に係る説明書

1 趣旨

この説明書は、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が発注する「農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務」において、プロポーザル（提案）方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（1）委託業務名

農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務

（2）委託業務内容

「農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務仕様書」のとおり

（3）委託場所

茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1

茨城県園芸リサイクルセンター

（4）履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日 3 年間

（5）提案限度額（消費税及び地方消費税は含まない）

ア 当公社が委託する額 単価：57 円／kg 以上 62 円/kg 以下

総額：227,430,000 円以上 247,380,000 円以下

イ 当公社が売払う額 単価：57 円／kg 以上

総額：227,430,000 円以上

※単価は、ビニールグラッシュ製造量当りの金額である。また、総額は年間見込製造量 1,330 トンの契約期間（3 年間）分である。なお、この額は、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

※売払う額については、（5）アにおいて提示する委託額と同額であることを条件とする。なお、委託額以上の単価としても差支えない。

3 審査委員会

「公益社団法人茨城県農林振興公社 農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務プロポーザル審査委員会実施要領」に基づき、審査委員会を設置・運営する。

4 審査及び候補者の選定

- （1）審査は、1 に定める評価項目により企画提案書及びプレゼンテーション等において審査し本業務に関する優先交渉権者を選定する。
- （2）企画提案書に関連し、ヒアリングが必要な場合には、必要事項について別途通知する。
- （3）審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。
- （4）優先交渉権者と公社は、企画提案書の内容をもとに、必要に応じて具体的な履行条件などについて協議・調整し、契約の手続きを進める。

5 プロポーザル提出者の資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 産業廃棄物処分業の許可を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- ③ 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ④ 過去 3 年間において課税庁による滞納処分を受けたことがない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 過去 3 年間において、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 過去 3 年間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令の違反により行政処分を受けたことがない者であること。
- ⑧ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- ⑨ 廃掃法第 21 条に基づく技術管理者の資格を有する者のうち、委託場所へ配置できる者がいること。

6 担当部署

公益社団法人茨城県農林振興公社 園芸振興部 園芸リサイクルセンター
〒311-3137
茨城県東茨城郡茨城町網掛 1154 番 1
TEL : 029-293-6800
FAX : 029-293-6860
E-mail : risaikuru@ibanourin.or.jp
担当：小室、高瀬

7 プロポーザル参加意思の表明

プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加意思表明書（様式第 1 号）を以下により提出するものとする。

（1）提出期限及び提出方法

令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 5 時までとし、持参又は郵送に限る。

持参の場合、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）までとし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

また、郵送の場合は、提出期限必着とし、期限を過ぎての提出は一切受け付けない。

（2）提出先

上記 6 の担当部署に同じ

8 質問の受付・回答方法

（1）受付期限

令和 8 年 1 月 19 日（月）午後 5 時まで

（2）質問の提出方法

上記 6 の担当部署へ質問書（様式第 4 号）により、FAX 又は電子メールにて送付すること。なお、質問を送付したときは、電話で送付確認を行うこと。

(3) 質問の回答方法

全ての質問を一括して参加希望者全員に、令和 8 年 1 月 23 日（金）までに FAX 又は電子メールにより回答する。なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

9 プロポーザルの提出書類及び部数、提出期日等

(1) 提出書類及び部数

- | | | |
|---|--|------|
| ア | プロポーザル提出書（様式第 2 号） | 1 部 |
| イ | 企画提案書（様式自由。詳細は（4）による。） | 16 部 |
| ウ | 作業委託及び製品買取に要する見積書（様式第 5 号） | 16 部 |
| エ | プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第 3 号）及び以下の添付書類 | 1 部 |
- ① 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - ② 商業登記簿謄本（発行日から 3 カ月以内の原本に限る）
 - ③ 会社概要、農業用廃プラスチックの処分に関する業務経歴書
 - ④ 直近 3 事業年度の法人税申告書別表一（一）、別表四及びこれに対応する決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
 - ⑤ 直近 3 事業年度の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（その 1）並びに法人事業税他地方税（都道府県、市町村）の納税証明書で発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ⑥ 茨城県の産業廃棄物処分の入札有資格者は「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」の写し
 - ⑦ 上記 5 ⑨について、技術管理者の資格を証明できる書類の写し

(2) 提出期限及び提出方法

令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 5 時までとし、持参又は郵送に限る。

持参の場合、午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）までとし、茨城県の休日を定める条例に定める休日を除く。

また、郵送の場合は、提出期限必着とし、期限を過ぎての提出は一切受け付けない。

(3) 提出先

上記 6 の担当部署に同じ

(4) 企画提案書の作成及び留意事項

ア 体裁

日本産業規格 A 列 4 番により作成すること。ただし、図面や図表等で A 列 3 番を使用する場合は綴じ込み折りとし、ページ数に含むものとする。ページ数の制限は設けないが、不必要に多くならないようにすること。また、散逸等を防ぐため、左側綴じとし、ページ番号を付記し、巻頭には目次を付すること。

イ 企画提案書には、以下の事項について記載すること。詳細は「評価項目」を参照すること。

- ① 業務実績（過去 5 年間のビニールグラッシュ製造実績の有無及び認証取得。なお、ビニールグラッシュ製造実績がある場合はそのサンプル（10～20 グラム／個）、認証等の有資格については、その証書の写しを添付する。）
- ② 着実に処理できる業務体制（実施方針、実施体制、品質確保、効率化の方策等）
- ③ 機械施設の管理（保守管理と持続的安定運転、故障時の復旧の方策等）
- ④ リスク管理（災害時の対応策と備え等）
- ⑤ 販売方法（販売力とその確実性、発展性等）

⑥ 社会・地域貢献（社会貢献活動の実績及び計画、地元貢献のための活動等）

⑦ その他独自の提案

ウ 作成にあたっての留意事項

① 提案の内容は、10(3)の範囲内で提案すること。

② このプロポーザルは、提出された企画提案内容に基づき11に定める審査方法により審査を行い、優先交渉権者を決定する。審査委員会において審査が行いやすいように専門的な用語に偏った表現や抽象的な表現を極力排除し、可能な限り具体的かつ簡潔に記載すること。

③ プロポーザルは1者につき1提案とする。

10 プレゼンテーション日時

(1) 日 時

令和8年2月16日（月）午後2時30分から

※各参加者の受付時刻は別途担当部署から連絡する。

(2) 場 所

ホテル テラスザガーデン 水戸

茨城県水戸市宮町1-7-20（水戸駅南口直結）

電話 029(300)2500

(3) その他の

実施時間は1者につき30分以内。

非公開とする。

プレゼンテーションは提出した書類をもとに行い、追加提案や追加資料の配布は認めない。

11 審査方法

資格要件に係る合否の決定は公社が行う。企画提案書、見積書、プレゼンテーションにより農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託業務プロポーザル審査委員会が別に定める「評価項目及び配点表」にて審査を行い、公社において選定する。なお、審査内容は非公開・問合せ不可とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

結果については、公社は決定後速やかに通知する。

12 契約の締結等

(1) 履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、11により決定された優先交渉権者と契約締結の協議を行う。契約協議が不調になった場合は、次点優先交渉権者と契約締結のための協議を行うものとする。

(2) 委託契約書等の作成を要する。

(3) 受託者は、農業用使用済みプラスチック中間処理作業等委託額総額に対し100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。但し、茨城県財務規則第138条第2条各号のいずれかに該当する場合、全部又は一部を免除することができる。

13 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類等の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。但し、金額の訂正はできない。

(3) 企画提案書を提出した者が、説明書等に示した参加要件に満たない場合、又は企画提案書等に虚偽の記載をした場合、及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合は、プロポーザル参加を無効とする。

- (4) 参加に要する経費は、参加希望者の負担とする。
- (5) 参加者又はその代理人は、公告、説明書及び仕様書を熟知しなければならない。この場合において、疑問があるときは8により説明を求めることができる。但し、参加後、公告等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできない。
- (6) 参加に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 提出した書類の引き換え、変更又は取り消しは認めない。また、返却しない。

1.4 問合せ先

上記6の担当部署に同じ。